6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　本業務における契約保証金は免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記5⑴に同じ。
⑹　上記2⑴2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業等も、上記5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合は、技術提案書の提出時において、当該資格の認定、又は当該資格の認証取得の確認を受けていなければならない。
また、2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaharu Ikegami Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Preliminary design of a tunnel and investigation at Tokyo International Airport
⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 16 : 00　10 April 2014
⑸　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 16 : 00　3 June 2014 (by bringing, mail : 16 : 00　3 June 2014)
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Katsumi Yamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。
ただし、本公示に係る平成26年４月１日以降の日付においては、財政法（昭和22年法律第34号）の定めによる承認を得ることを条件とする。
平成 26 年３月 31 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長　安井　　至
◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13
○第 22 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　グローバル認証基盤整備事業（大型蓄電池システムの性能・安全性の試験評価拠点整備）一式
⑶　工事予定場所　大阪府大阪市住之江区南港北１丁目36番（注１参照）
⑷　工事内容　本工事は、グローバル認証基盤整備事業の試験評価拠点の整備を行うものである。大型蓄電池システムの性能・安全性の試験評価設備一式、受変電設備（特別高圧又は高圧）、管理・実験棟、その他付帯設備を新規に設置する。
⑸　竣工期限　平成27年３月31日
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事は、仕様書等に基づいた設計に関する技術を持つ施工者に、設計・施工を一括して発注する工事である。
2　参加資格
⑴　技術提案書の提出者は、以下の条件を満たしている単体企業又は当該者により構成された異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
①　独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体企業は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約に係る競争参加者資格審査取扱要領の特例を定める要領により、平成25・26年度「建築一式工事」の「A」の等級に格付けされている者であること。共同企業体の構成員は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約に係る競争参加者資格審査取扱要領の特例を定める要領により、代表者にあっては「建築一式工事」若しくは「電気工事」の「A」の等級又は、担当する工事の区分に対応した工種の「A」の等級に格付けされている者であること。その他の構成員にあっては担当する工事の区分に対応した工種の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
なお、経済産業省競争参加資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。
③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　共同企業体の構成員の数は、最大４者とする。
⑤　共同企業体の代表者は、出資比率又は担当する工事金額が構成員中最も高い者とすること。
⑥　本公示の日から技術提案書提出期限までの期間に独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　平成15年度以降に特別高圧（電圧7,000Ｖ超過）による受変電設備新設の工事（工事種目についてシステム一式工事）を元請けとして施工した工事実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。
⑧　平成15年度以降に内容積100立方メートル以上の燃焼試験施設（耐爆性能を有することが望ましい。）を元請けとして施工した工事実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。
⑵　単体企業又は共同企業体は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
③　単体企業又は共同企業体は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録又は同種工事の設計部門を有していること。
3　技術提案書の提出者のうち、契約者を特定するための評価基準
グローバル認証基盤整備事業（大型蓄電池システムの性能・安全性の試験評価拠点整備）に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
なお、技術提案書を評価するにあたり、その評価前に、参加表明書の審査を行い、参加資格を満たさない者は本事業においては選定しない。
4　手続等
⑴　担当部局　〒151―0066 東京都渋谷区西原２―49―10　独立行政法人製品評価技術基盤機構　企画管理部財務・会計課　蛯谷　広美　ＴＥＬ03―3481―1932
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　本公告の日から当機構ホームページにて公表する。（http://www.nite.go.jp/gen/fulfil/matter/wto-top.html）
⑶　現場説明会の日時及び場所　現場説明会は開催しない。